

千葉県公共事業景観形成指針チェックリスト活用の手引き

1 チェックリスト活用目的

良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、美しく魅力ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を制定しました。

条例に基づき、県が地域の景観形成の先導的な役割を果たしていくため、指針を策定し、公共事業の実施にあたり配慮すべき基本的な考え方を示しています。

公共事業の実施にあたって、指針を踏まえ、担当者が良好な景観について考え、創造し、調査・構想・設計段階で方針を示すとともに、その方針が施工段階、維持管理段階へ引き継がれていくために、チェックリストを活用し、景観に配慮した公共事業の継続的な推進を図ります。

平成20年3月 「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」制定



平成21年3月 「千葉県公共事業景観形成指針」策定

千葉県公共事業景観形成指針チェックリストの概要

県が行う公共事業

「千葉県公共事業景観形成指針(平成21年3月策定)」に基づき、景観への配慮が求められている。
※緊急を要する災害復旧事業や、地下構造物など景観への影響が無いが極めて少ない事業は適用除外。

公共指針

千葉県公共事業景観形成指針

平成21年3月
千葉県



地域情報の確認
(各種計画、
景観特性等)

景観配慮事項
の検討

チェックリストの活用

チェックリスト



・地域の情報や、景観配慮事項を記録し、計画→設計施工→維持管理へ引き継いでいく。

項目例)

- 景観計画の有無
- 観光施設や歴史的施設が近くにある。
- 施設の配置や色彩は、周辺の景観との調和に配慮している。

2 チェックリストの対象事業

指針は、千葉県が実施する全ての公共事業を対象としています。指針の適用除外となる下記のいずれかに該当した場合、チェックリストの対象外となります。

○指針の適用除外となるもの。

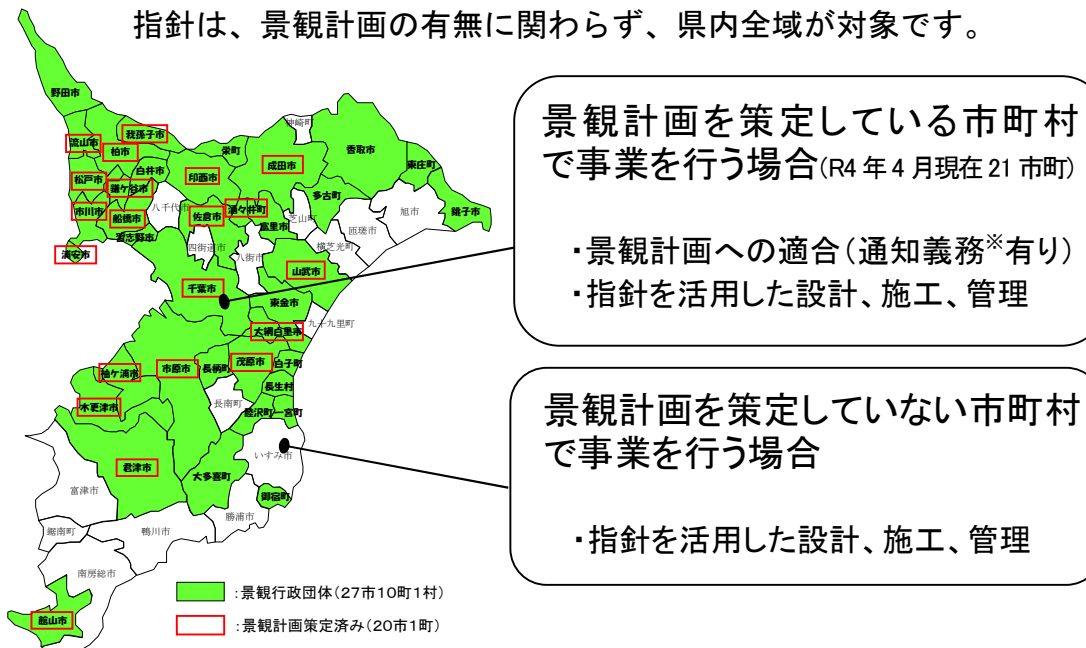
- ・災害復旧事業などの緊急を要する事業。
- ・現状復旧を基本とする小規模な維持補修などの事業や、地下構造物などの事業（周辺景観への影響が無いか極めて小さい事業。）

維持補修に関する事業であっても、外壁の塗り替えや、橋梁の塗装等、景観に影響のある事業については、景観への配慮が必要となりますので、チェックリストの活用をお願いします。

チェックリストの作成対象の単位は、事業採択を行う事業の単位を基本とします。土木事業においては、路線毎、河川毎に、建築物については施設毎に作成し、活用してください。

(参考) 指針の適用地域について

指針は、景観計画の有無に関わらず、県内全域が対象です。



※景観法第16条により、景観計画区域内で建築物や工作物の新設や改修等を行う場合、公共機関も景観行政団体への通知が必要です。(対象行為の種類や規模は、各景観行政団体で異なります。)

3 チェックリストの様式

チェックリストの様式は、次の施設等の区分に応じたものとし、別添のとおりです。

- ① 道路
- ② 橋りょう
- ③ 河川・水路
- ④ 海岸
- ⑤ 港湾・漁港
- ⑥ 砂防・治山
- ⑦ 公園・緑地
- ⑧ 公共建築物等
- ⑨ 用地造成（土地区画整理、ほ場整備等）

チェックリストの様式は、表面に事業情報及び地域情報を記入し、裏面に景観配慮事項を記入する構成となっています。裏面の景観配慮事項は、①～⑨の施設等区分により異なっており、指針及び国の景観ガイドラインに基づいて項目を設定しています。

なお、様式の項目や、施設等区分については、必要に応じて追加修正等を行うものとします。

4 作成手順

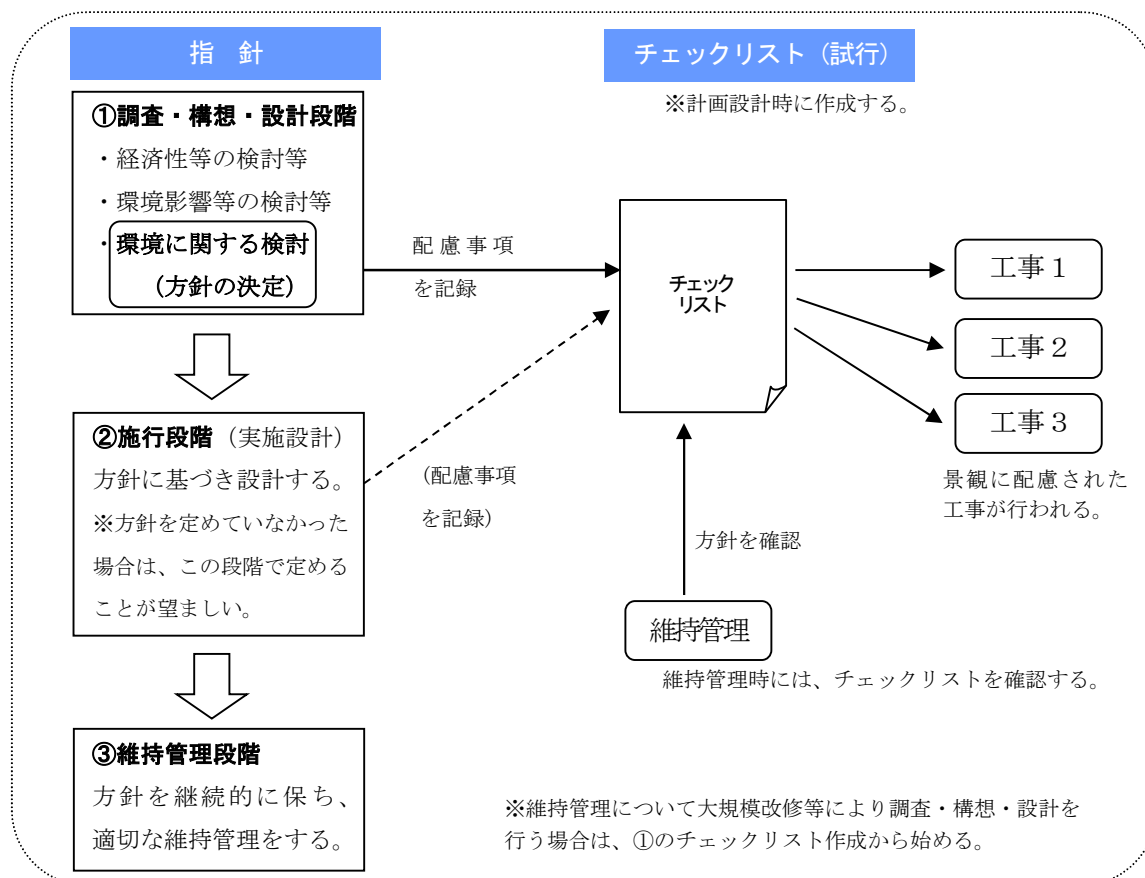
チェックリスト作成の手順は次のとおりです。

(1) チェックリストの作成段階

チェックリストは、指針「4 各段階において配慮すべき事項」に定められた3段階（調査・構想・設計段階、施工段階、維持管理段階）で引き継ぎ、活用するものであり、まずは事業の調査・構想・設計段階で作成します。

事業の基本設計を新たに行う時に、指針に基づき景観の基本方針（景観配慮事項）を定めた際、チェックリストを1枚作成し記入します。事業の見直しを行う場合にも活用してください。

当初の計画設計時に景観に関する基本方針を定めていなかった場合は、実施設計の段階で定め、チェックリストを作成・活用してください。



(2) 様式の選択

9つの様式の中から、事業における主要な施設等に該当する様式いずれか1つを選択します。

複数の施設が含まれる事業であっても、複数の様式を選択して作成する必要はありません。

(3) 所属機関の確認

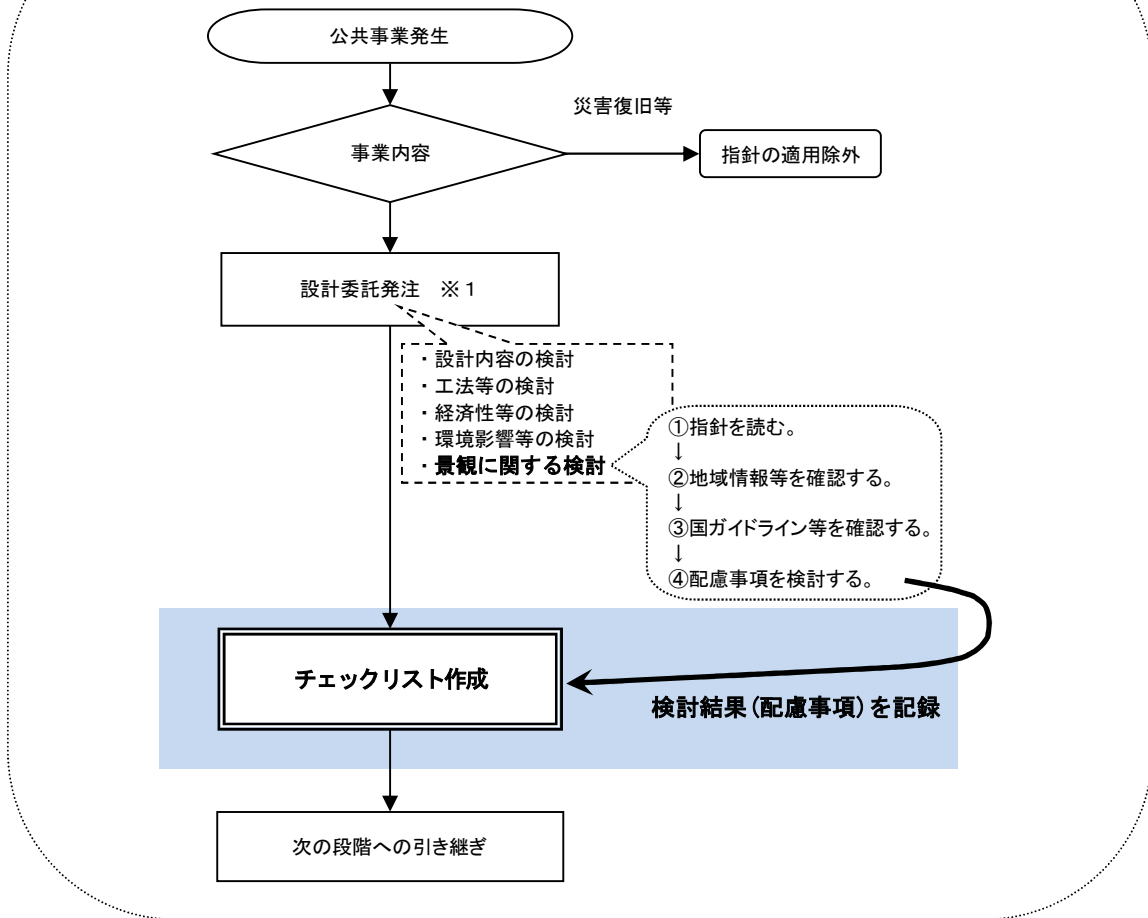
チェックリストは、設計委託（計画設計、実施設計）を行った際に、担当者が作成し、成果品等の内容と併せて所属機関で確認するものとします。

(4) 適切な引き継ぎ・保管

チェックリストは、次の段階に引き継ぎます。調査・構想と、設計を行う実施主体が異なる場合は、調査・構想時にチェックリストを作成した後、設計の実施主体へチェックリストを引き継ぐものとします。

また、チェックリストは、当該施設の今後の維持管理や改修に備え、所属機関において適切に保管してください。

チェックリストの作成フロー



チェックリストは、全ての景観配慮事項を満たすことを目的とするものではありません。景観の方針は、地域情報に加えて、安全性、機能性及び経済性など様々な視点を踏まえて検討して決めるものであり、その検討結果から、該当する配慮事項をチェックします。

5 制度の見直しについて

事務局（県土整備部都市整備局公園緑地課）は、チェックリストの活用状況について、アンケート調査等により把握するとともに、チェックリストにより公共事業における景観形成の事例を収集し事例集等の作成を行う等、景観に関する取り組みが効果的に行われるよう努めます。

また、チェックリストに関する事業担当者の意見を定期的に収集し、チェックリストに係る制度の改善に努めます。

6 連絡先等

ご不明な点や相談等がございましたら、下記へご連絡ください。

□ 県土整備部都市整備局 公園緑地課 景観づくり推進班
TEL 043-223-3279
メール keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp

※チェックリストの活用にあたっては、次の資料もご参照ください。

□ 「参考事例集」・・・チェックリストに記載された施設別の景観配慮事項
に対応する事例写真を掲載しています。(他県の事例
等を引用しています。)